

秋田県心身障害者コ口二一施設整備検討会

報 告 書（案）

令和 7 年 3 月

秋田県心身障害者コ口二一施設整備検討会

目 次

I	はじめに	1
II	コロニーの現状と課題	3
1	経緯	3
2	施設及びサービスの概要（詳細は資料編を参照）	3
3	現状	3
4	課題	4
III	施設整備の方向性	8
1	再編整備の基本的な考え方	8
2	基本方針	8
3	整備方針	9
IV	コロニーの役割・機能	12
1	基本的な機能	12
2	再編整備を契機とした新たな役割・機能	13
V	整備内容・規模	16
1	施設事例 A	16
2	施設事例 B	17
3	施設事例 C	18
VI	各建物の構成	20
1	障害者支援施設の構造設備	20
2	指定障害者支援施設の設備基準	21
3	居住エリアの構成	22
4	活動エリアの構成	27
5	給食調理エリアの構成	28
6	事務管理エリアの構成	29
VII	整備手法の整理	30
1	従来方式（個別発注方式）	30
2	DB方式	31
3	PFI方式	31
4	ECI方式	32
VIII	整備候補地域の検討	33
1	立地条件・選定要件	33
2	整備候補地域の検討	34
3	検討結果	36
IX	おわりに	37
資料編		
1	秋田県心身障害者コロニーの現況（令和6年4月1日現在）	39
2	利用者の状況（令和6年4月1日現在）	42

参考

1	秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会設置要綱.....	47
2	秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会委員名簿.....	48
3	秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会の検討経過	49

I はじめに

- 秋田県が、昭和46年に開設した秋田県心身障害者コロニー（以下、「コロニー」という。）は、50年以上の長きにわたり、障害のある方への生活支援や生産活動の機会の提供など、多様な障害福祉サービスを提供しながら、利用者が自立した生活を営むために必要な様々な支援を行ってきた。
- この間、コロニーでは、入所利用者の高齢化や障害の重度化が進み、常時介護や特別な支援を必要とするほか、施設や設備の老朽化が著しく、今後も大規模な修繕が見込まれるなど、安定的で継続的な障害支援サービスの提供を行っていく上でも、様々な課題への対応が必要となってきた。
- このため、県では、令和5年4月に「秋田県心身障害者コロニーのあり方検討会」（以下、「あり方検討会」という。）を設置し、コロニーの今後のあり方について検討を重ねてきた。

あり方検討会では、コロニーはこれまでの入所機能を維持した上で、入所者の地域における日常生活や地域社会参加を推進することや、今後も障害者支援施設の中核的施設として、在宅や他の施設等に入所している強度行動障害を有する者への集中的支援を担うほか、入所利用者の医療的ケアや強度行動障害への支援ニーズに対応するため、他の障害者支援施設や高齢者施設、医療機関との連携や支援体制の構築を図る必要があるといった意見が出された。
- これらの議論の結果を踏まえ、コロニーの施設整備のあり方等を具体的に検討するため、令和6年5月に「秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会」（以下、「施設整備検討会」という。）が設置された。

- 施設整備検討会は、学識経験者や障害者施設団体関係者、民間施設運営者及び障害福祉行政担当者を委員とし、9人の委員によりコロニーの施設整備の今後の方向性について議論を重ねてきた。
- 今般、令和6年7月から令和7年1月まで計5回の会議において議論した結果を以下のとおり取りまとめたので報告する。

Ⅱ コロニーの現状と課題

1 経緯

- コロニーは、知的障害者の入所・介護及び自立生活に必要な訓練等を行うため、昭和46年5月に秋田県が開設した。平成18年4月から平成23年3月までは社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（以下、「秋田県社会福祉事業団」という。）による指定管理、平成23年4月以降は、同事業団への施設の無償貸付を行い、現在は同事業団が運営主体となり施設の管理運営を行っている。
- 開設以来、県内各地から、他の民間施設では支援が難しくなった重度の知的障害者等を受け入れ、長期にわたり施設内においてサービスを提供するとともに、希望者に対しては地域生活への移行支援などを行うなど、県内の知的障害者支援の中心的役割を果たしてきたところであり、今後も同様の役割を担うことが期待されている。

2 施設及びサービスの概要

- 建物の延床面積は34,469㎡であり、居住棟が7棟（1人部屋48室、2人部屋226部屋）あるほか、事務所棟、診療所、給食センターなどがある。
- 事業内容は、障害者支援施設として、施設入所支援340人、生活介護350人、就労継続支援B型60人のほか、短期入所として5人の定員による指定障害福祉サービスを提供している。このほか、秋田県社会福祉事業団の指定障害福祉サービス事業として、由利本荘市内に2つのグループホーム事業所（共同生活住居計19か所、定員計97人）を展開している。

3 現状

- 令和6年4月1日現在、入所利用者は298人（男性159人、女性

139人)で、平均年齢は63.67歳であり、65歳以上の人が全体の約5割を占めている。また、障害支援区分(1～6)の平均は5.3となっていて、入所利用者の高齢化が恒常化するとともに、障害の重度化が進んでいる。

- 入所利用者の高齢化に伴い、喀痰吸引や導尿等の医療的ケアを必要とする障害者の割合についても増加傾向にある。また、強度行動障害を有する障害者も120人いて、地域生活への移行が困難な入所利用者も増えている。

●各居住棟の入所利用者数等(令和6年4月1日現在)

(単位:人)

居住棟名称	担当課	寮名	入所利用者数			入所利用者の主な特性
			男性	女性	全体	
創生園	創生支援課	あかしや、ふじ つつじ、さざんか	31	41	72	重度障害、要介護
銀杏園 (重度居住棟)	銀杏支援課 (西棟)	けやき、はまなす	16	17	33	最重度障害、要介護 要医療
赤光園	赤光支援課	こぶし、すみれ すずらん	19	43	62	重度障害、要介護 精神障害
開成園 (授産居住棟)	銀杏支援課 (東棟)	からまつ、かえで	40	0	40	知的障害、精神障害
開成園 (更生居住棟)	白光支援課	あじさい	11	0	11	重度の強度行動障害
白光園		ひのき、ひまわり かつら、こすもす	42	38	80	知的障害、精神障害 強度行動障害
合計			159	139	298	

※居住棟の名称は、県公有財産台帳による。なお、現在、「銀杏棟(一般居住棟)」は感染症発生時の「隔離棟」として取り扱っていて、平時は使用していない。

4 課題

- 入所利用者の高齢化が恒常化するとともに、障害支援区分の高い入所

利用者が多い中、入所施設として、強度行動障害を有する者をはじめ、重度障害者や高齢障害者に対する支援体制の充実を図っていく必要性が生じている。

- 現在使用している主な建物は、平成4年度から平成11年度にかけて全面改築しているが、いずれも築25年以上が経過していて施設や設備の老朽化が進み、空調・電気や配管設備、非常用発電設備のほか、外壁の改修工事など、今後も相当程度の大規模修繕を行っていく必要がある。
- 入所利用者は、平成16年度から令和5年度までの20年間で約200人が減少し、現在も定員を下回った状況が続いているものの、施設規模は開設時と変わらないため、余分なランニングコストが生じている。
- さらに、コロニーには上水道が通っておらず、近くを流れる西目川と二重沼から取水し生活用水にするため浄水場が整備されているが、設備の老朽化が進むとともに、ランニングコストの掛かり増し要因となっている。
- 市街地から遠い中山間地域に立地しているため、交通インフラや冬季の除雪、緊急・災害時対応などに管理が必要であり、入所利用者の地域医療の利便性・地域活動への参加に支障があるほか、施設職員の確保が難しい状況が続いている。
- 令和6年7月の大雨時に県道296号院内孫七山線が通行不能となり、コロニーは短時間だが孤立状態になるとともに、西目川からの取水設備が一時使用不能になるなど、コロニーが抱えている課題が顕在化した。

●各居住棟の状況（令和6年4月1日現在）

居住棟名称	用途等	竣工	経過年	構造	延床面積	状況
創生園	重度居住棟	H5.3	31年	R C造	3,573.95 m ²	空調設備、空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化等
銀杏園	重度居住棟	H6.3	30年	R C造	2,450.06 m ²	空調設備の老朽化、配管設備の腐食による水漏れ等
銀杏園	一般居住棟	H6.3	30年	R C造	1,639.00 m ²	空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化、配管設備の腐食による水漏れ等
赤光園	重度居住棟	H7.3	29年	R C造	3,680.43 m ²	空調設備、空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化等
開成園	授産居住棟	H8.3	28年	R C造	1,650.36 m ²	空調設備、空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化、配管設備の腐食による水漏れ等
開成園	更生居住棟	H8.3	28年	R C造	1,899.95 m ²	空調設備、空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化、配管設備の腐食による水漏れ等
白光園	重度居住棟	H9.3	27年	R C造	4,125.64 m ²	空調設備、空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化、配管設備の腐食による水漏れ等

●その他の構成建物の状況（令和6年4月1日現在）

建物名称	竣工	経過年	構造	延床面積	状況
診療所	H6.3	30年	R C造	1,149.03 m ²	配管設備の腐食が著しく水漏れが多発
給食センター	H6.3	30年	S造	953.30 m ²	配管設備の腐食が著しく水漏れが多発、空調設備が故障中（今年度修繕工事を実施）
体育館	H10.3	26年	S造	1,034.15 m ²	現在は不使用
専用水道管理棟等	H10.3	26年	R C造	519.23 m ²	生活用水確保のため河川等から取水、浄水しているが、ポンプやパイプ等の経年劣化が進行
事務所棟	H11.3	25年	R C造	1,395.39 m ²	空調や給湯を自動管理するシステムの老朽化

●この 10 年間の主な修繕工事

年度	建物名称	用途等	区分	工事概要
H27	銀杏園	一般居住棟	大規模修繕	空調設備（エアコン）の設置
	給食センター			熱源（給湯設備、暖房ボイラー）の改修
H29	開成園	更生居住棟	大規模修繕	消防設備（スプリンクラー）の整備
	銀杏園	一般居住棟		
	赤光園	重度居住棟		空調設備（冷温水発生機）の更新
H30	白光園	重度居住棟	大規模修繕	空調設備（冷温水発生機）の更新
	創生園	重度居住棟		食堂の天井の耐震化
R1	開成園	授産居住棟	大規模修繕	給湯設備（ボイラー）の更新
				空調設備（エアコン）の設置
	開成園	更生居住棟		空調設備（冷温水発生機）の更新
	事務所棟			空調設備（エアコン）の更新
R4	創生園	重度居住棟	大規模修繕	給湯設備（配管）の改修
R6	給食センター		大規模修繕	空調設備（エアコン）の更新

※県と秋田県社会福祉事業団が締結している無償貸付契約で、1 件当たり 1 千万円以上の大規模修繕等は県が、1 千万円以下の小規模修繕等は秋田県社会福祉事業団が行うと定めている。

Ⅲ 施設整備の方向性

1 再編整備の基本的な考え方

(1) 利用者へより良い環境を提供

利用者がより良い環境の下で、必要とする障害福祉サービスを安全かつ安心して受けられる施設とする必要がある。

(2) 県内知的障害者支援の中核的施設

本県の課題に対応した知的障害者支援の中核的な施設として、強度行動障害を有する者への集中的支援のほか、支援方法に関するノウハウの提供や人材育成、指導・助言等の機能を有する施設とすることが求められる。

2 基本方針

(1) 現利用者の入所を維持

- 地域での生活が難しい入所利用者や家族から施設入所支援に対する高いニーズがあるため、入所機能を維持する必要がある。
- 重度・最重度の障害者を受け入れ、特性やライフステージに沿った総合的な支援を行うとともに、高齢障害者支援のノウハウを蓄積し、専門知識や技術の普及・向上を図る。
- 将来的な入所利用者の減少を見据えた適正規模による再編整備を前提とすることが求められる。

(2) 施設利用者の自立生活を支援

- 地域住民との交流を深め、施設利用者の自立生活を支援する必要がある。
- 地域移行が可能な入所利用者に対して、社会生活への適応性を高め、自立した生活ができるよう個別支援や自立支援を行うことが求められる。

(3) 高齢化・重度化へ対応

- 入所利用者の高齢化や障害の重度化が進んでおり、今後も高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアなどの支援ニーズは高まるものと思われることから、支援に必要となる設備・機能の充実を図る。

- 強度行動障害を有する者を一時的に受け入れ、集中的支援を行う機能を有するなど、全県的な課題に対応する中核的な役割を担うことが期待される。

(4) 社会資源等との連携

- 医療機関や相談支援機関等、地域の社会資源との連携が図られるとともに、施設と地域の社会資源を組み合わせた支援をコーディネート（調整）する施設とすることが期待される。
- 重度・最重度の障害者を支援する専門職員や、医療的ケアを行う看護師などの施設職員を十分に確保し専門的な知識や技術を蓄積するとともに、他の障害者支援施設等と連携・協力を図り、蓄積した知識等の情報共有を図ることで、地域の共同ネットワークづくりの主体的な役割を果たす施設とすることを検討する。

3 整備方針

- コロニーの再編に当たっては、入所利用者の快適な居住空間を確保した施設構成とし、施設・建物の構造や配置が支援に際して有機的に機能するよう整備するものとする。
- 併せて、入所利用者が適切でスムーズな支援を受けることができるよう、施設職員の動線についても考慮する必要がある。
- 現在の建築費高騰の状況や将来的な維持管理費の削減、財源の確保なども念頭に置きながら、費用対効果の高い整備手法や整備規模を整理した上で、必要となる施設整備を行うものとする。

整備方針 1

再編整備に当たっては、現在の施設を市街地へ移転改築することとし、利用者の利便性やプライバシーに配慮するとともに、入所利用者の高齢化や障害の重度化に対応するほか、強度行動障害を有する者も安心して生活できる施設を目指す。

(1) 施設全体

- 利用者、施設職員にやさしい施設とするため、利便性、機能性の高い施設とすることが求められる。
- 利用者視点、施設職員の働きやすさにも配慮した個々の施設配置、動線確保が必要である。
- 福祉避難所として利用することを想定するほか、耐震性や災害時の避難経路の確保など、災害に強い施設とする必要がある。

(2) 生活環境

- 入所利用者が安心して生活できる居住空間とする必要がある。
- 入所利用者の利便性やプライバシーにも配慮した構成、配置、空間を確保した施設とする必要がある。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した構成、配置、空間を確保した施設とする必要がある。
- 入所利用者の日常生活に配慮し、障害特性や障害程度に応じた生活リズムを整えられる施設とする必要がある。

(3) 支援環境

- 医療機関と連携し、入所利用者の高齢化や障害の重度化への対応、強度行動障害の支援に対応できる施設とする必要がある。
- 介護的・医療的ケアの必要な入所利用者や強度行動障害を有する入所利用者に特化した施設整備、あるいは利用スペース等を設けることも検討する。
- 入所利用者の個別支援、能力に応じた自立生活を支援できる機会を提供できる施設とする必要がある。
- 一般就労が困難な利用者に対し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な活動を提供できる施設とする必要がある。
- 介護者のレスパイトに対応するための短期入所や、強度行動障害を有する利用者等の緊急短期入所が可能な施設とする必要がある。

整備方針 2

県内の重度障害者に対応するよう、中核的な役割や先進的・モデル的な機能を有する施設整備を目指す。

(1) 中核的機能

- 他の民間施設で行動障害の状態が悪化し支援が困難になった重度の強度行動障害を有する者を一時的に受け入れ、通過型の集中的支援を行うことができる施設とする必要がある。
- 在宅等での支援が一時的に困難になった重度障害者を緊急的に受け入れ、短期入所による支援ができる施設とする必要がある。
- 長期的には、他の社会福祉法人等との連携により、強度行動障害の支援方法に関する専門的知識やそのノウハウの提供及び人材育成を行うほか、他法人に対する必要な指導・助言ができる機能と施設環境を整備することが求められる。

(2) モデル性等

- 支援者側の負担軽減とともに、入所利用者の地域移行等の観点から、外出機会の少ない者の交流活性化等を図るため、ICT機器やロボット技術、デジタル技術を積極的に活用した先進的・モデル的施設とすることが求められる。
- 感染症予防など衛生面での配慮、感染拡大を可能な限り抑制できる施設・整備構造とする必要がある。

IV コロニーの役割・機能

1 基本的な機能

(1) 施設入所支援サービスの提供

- 入所利用者の最善の利益を第一に考え、安全性とプライバシーに配慮しながら、居住環境の充実、自立と社会参加の促進、医療機関との連携により入所利用者の生活の質の向上を目指す施設とする必要がある。
- 重度・最重度、高齢化、介護的ケア、強度行動障害等の多様な支援ニーズに対して、一人ひとりの状況や障害特性に合わせた個別支援（居室の個室化、安定的な小集団化など）や日中活動内容の充実を目指す施設とすることを検討する。
- 介護、医療的ケアを必要とする者や強度行動障害を有する者へ適切なサービスを提供するとともに、医療機関や高齢者施設、教育機関など、外部の社会資源との連携を強化することにより、入所利用者の環境整備や入所利用者等の利便性の向上を図ることが求められる。
- これまでと同様の支援環境で施設入所支援を希望しているコロニーの入所利用者が、引き続き、より良い環境の下で、必要とする障害福祉サービスを安全かつ安心して受けられるよう、再編整備後の施設における入所支援サービスの継続を十分検討する。

(2) 日中活動サービス及び短期入所の提供

- コロニーの利用者へより良い環境を提供することで、利用者が必要とする障害福祉サービスを安全かつ安心して受けられるよう、日中活動の場を引き続き提供することとし、生活介護及び就労継続支援B型を実施する必要がある。
- その際、地域生活移行者に対する就労や生産活動等において、利用者の拡充、工賃アップや販路拡大に向けた内容の検討や見直し、販路拡大のための関係機関との連携・協力を目指すことが求められる。
- 市街地へ再編整備することにより、園芸など、現在の立地状況を活

かした就労継続支援B型による障害福祉サービスの提供が難しくなることが考えられることから、再編整備後の就労継続支援B型によるサービス内容を検討する上では、これまでサービスを利用してきた者あるいはその家族に対し、丁寧に説明するとともに希望するサービスの内容を調査し、可能な限り希望する障害福祉サービスを提供できるよう配慮する必要がある。

- 地域に住む障害者やその家族の安心した生活と負担軽減のため、介護者のレスパイトやその他の理由により短期間の入所が必要な者の受け入れを行う短期入所を実施する必要がある。そのため、関係機関との連携等により、スムーズな受け入れが可能となるよう体制を整備することが求められる。

2 再編整備を契機とした新たな役割・機能

(1) 重度障害者のセーフティネット＜施設入所支援機能＞

- 地域の支援体制では対応が困難な重度障害者を受け入れるほか、入所利用者の高齢化、障害の重度化や強度行動障害を有する者への支援の充実に取り組み、全県域のセーフティネット機能の役割を果たす施設とすることを検討する。
- その際、支援体制や事業採算性にも配慮することが重要となる。
- 介護、医療的ケアを必要とする者や強度行動障害を有する者へ適切なサービスを提供するとともに、医療機関や高齢者施設、教育機関など、外部の社会資源との連携を強化することにより、入所利用者の環境整備や入所利用者等の利便性の向上を図ることが求められる。(再掲)

(2) 他の障害者支援施設等のバックアップ＜地域生活支援拠点等機能＞

- 障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地域で生活する障害者や民間施設等をバックアップするための拠点となる施設とすることを検討する。
- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支

援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。

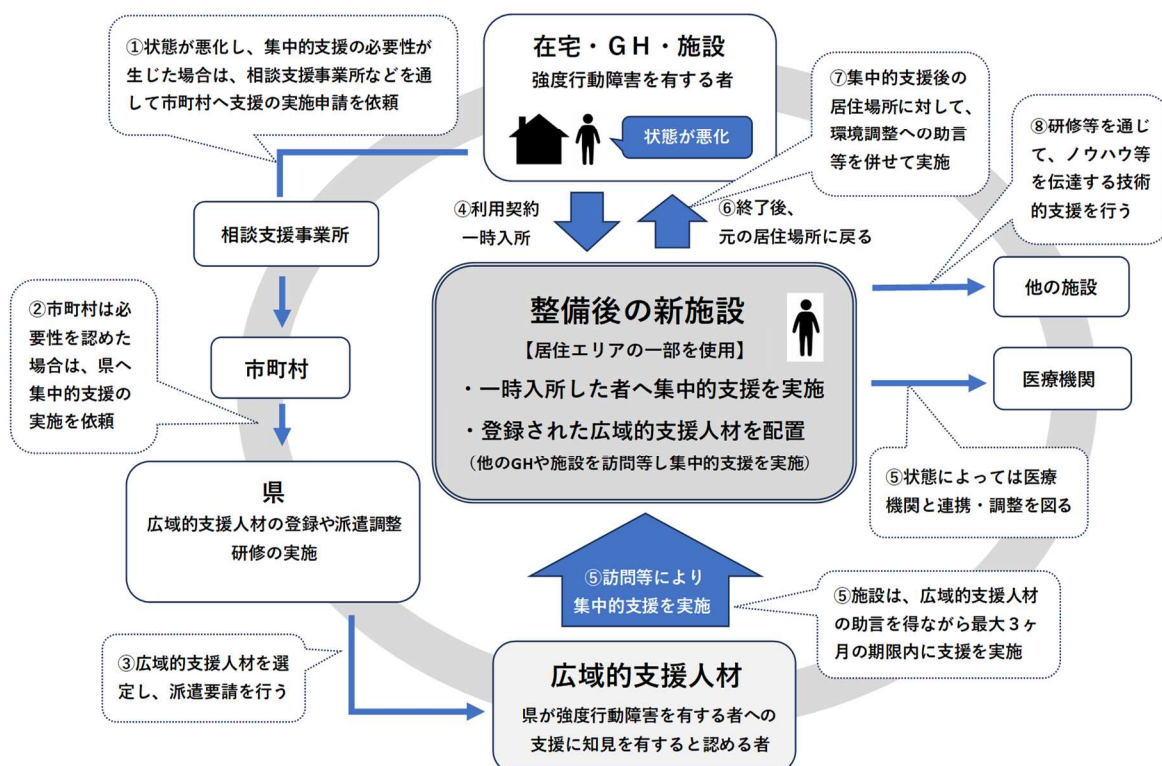
- このため、一極集中支援とはせず、他の民間施設で強度行動障害の状態が悪化した者を一時的に受け入れ、専門的人材による障害特性のアセスメント及び環境調整等の標準的な支援を実施し、有効な支援方法を整理した上で、元の施設に移行する通過型の集中的支援を実施することを検討する。
- 地域の支援体制で対応が困難となった強度行動障害を有する者への対応として、緊急の短期入所を実施することを検討する。これは、地域生活支援拠点等の枠組みにおける受け皿としての機能であり、関係市町村と調整が必要となる。

<集中的支援のスキーム例>

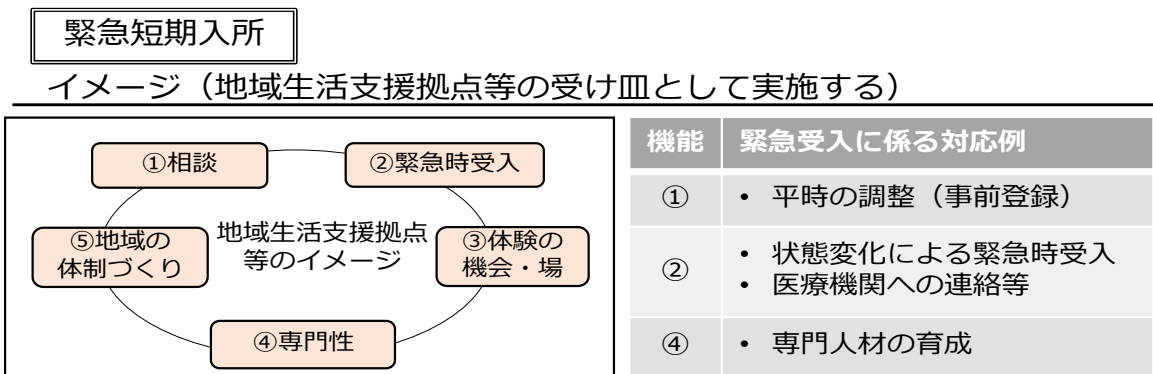
集中的支援

スキーム例(居住支援活用型の集中的支援を実施する施設として想定する)

在宅、グループホーム（GH）及び障害支援施設（施設）で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化した者に対して、居住の場を移し、集中的支援を実施。状態が改善されれば、元の居住の場で生活を再開する。



<緊急短期入所のイメージ図>



(3) 社会資源のコーディネート<重度障害者支援の技術支援拠点等機能>

- 医療機関や相談支援機関等、地域の社会資源との連携が図られるとともに、施設と地域の社会資源を組み合わせた支援をコーディネート（調整）する施設とすることを検討する。
- 重度・最重度の障害者を支援する専門職員や、医療的ケアを行う看護師などの施設職員を十分に確保するとともに、他の障害者支援施設との連携・協力により、重度障害に係る支援方法に関する専門的知識やノウハウ等の蓄積や情報共有を図ることで、地域の共同ネットワークづくりの主体的な役割を果たす施設とすることを検討する。
- その際、県全体の支援体制底上げのため、コロニーで直接支援に当たる職員や、他の民間施設の現場職員及び県等で構成する、民間連携体制検討会（仮称）を設置し、活用することを検討する。
- 長期的には他法人に対する技術支援や人材育成のほか、必要な指導・助言ができる機能と環境を有する施設とすることを検討する。
- 強度行動障害支援の専門性を確保し、民間施設等の職員に研修を通して、県内の人材育成を行うことを検討する。そのためには、県の強度動障害支援者養成研修に積極的に関与していく必要がある。

V 整備内容・規模

- 新たな施設に求められる役割・機能を踏まえ、一定の仮定のもと整備内容・規模を以下のとおり整理した。
- 入所利用者は、令和6年4月1日現在のコロニーの入所利用者が298人であるため、300人を前提として検討した。
- 再編整備に当たっては、300人規模の定員を分散整備する方針から、各施設の入所定員を、将来にわたって持続的に安定した経営が図られるよう最大でも100人程度とする。
- このため、整備内容及び規模に係る現時点での検討については、機能面に着目し、施設事例A・B・Cとするが、施設数及び入所定員については、入所利用者数の推移や再編時期を見据えて、今後検討していく必要がある。
- 今後再編整備に係る費用を積算し、必要に応じて見直しを行い、さらに検討を重ねていく必要がある。

1 施設事例A

地域移行を促進するとともに、医療的ケア等を必要とする最重度障害者に対応する施設とする。

(1) 入所定員

入所定員は、最大でも100人程度とする。

(2) 障害福祉サービス

提供する障害福祉サービスは、施設入所支援、短期入所（5人程度）、生活介護、就労継続支援B型とする。

(3) 主な機能

①【新】地域移行の促進

- ユニット型施設とし、少人数での生活体験を実施。グループホームと同様の生活を体験可能とし、グループホームの試行・体験を繰り返しながら地域生活へとつなげていくことを検討する。

- 施設事例 B と連携し、行動障害が改善した障害者を受け入れ生活体験を実施。障害者の地元のグループホーム等と連携・調整を図りながら、地域移行を促進していくことを検討する。
- ②【新】地域で暮らす障害者のセーフティネット
短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制を確保し、介護者の急病等による障害者の緊急受け入れを行う地域生活支援拠点等としてのセーフティネット機能を有することを検討する。
- ③就労継続支援の推進
 - 就労支援の観点から、地域の教育機関と連携し、就労継続支援を推進していくことを検討する。
 - 就労継続支援 B 型では、市街地に移転した場合でも可能な限り利用者の希望を満たすようなサービスを提供する。
- ④医療的ケア等を必要とする最重度障害者に対応
加齢により身体機能や認知機能の低下した高齢の最重度障害者や常時介護を必要とする重症心身障害者等を対象とし、手厚い医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養等）や介護的ケアを行う。

2 施設事例 B

医療的ケア等を必要とする最重度障害者や高齢障害者、強度行動障害を有する者に対応する施設とする。

(1) 入所定員

入所定員は、最大でも 100 人程度とする。

(2) 障害福祉サービス

提供する障害福祉サービスは、施設入所支援、短期入所（5 人程度）、生活介護とする。

(3) 主な機能

①医療的ケア等を必要とする最重度障害者や高齢障害者に対応

- 加齢により身体機能や認知機能の低下した高齢の最重度障害者や常

時介護を必要とする重症心身障害者等を対象とし、手厚い医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養等）や介護的ケアを行う。

- 介護保険施設等への入所を希望する高齢障害者に対しては、移行がスムーズに行われるように、介護保険施設等や地域包括支援センターとの連携を図る。

②【新】強度行動障害を有する障害者のセーフティネット

- 強度行動障害を有する者に対して、感情の変化や不適応行動を軽減させる専門性の高い支援を行い、行動障害の改善を図っていく。
- 療育・訓練の工夫により入所期間が長期化しないように努め、施設事例Aと連携し地域移行を促進していくことを検討する。
- 地域の支援体制では支援が難しくなった障害者を緊急短期入所で受け入れるなど、地域生活支援拠点等としてのセーフティネット機能を有することを検討する。

3 施設事例C

重度の強度行動障害を有する者の集中的支援等に対応する施設とする。

(1) 入所定員

入所定員は、最大でも100人程度とする。

(2) 障害福祉サービス

提供する障害福祉サービスは、施設入所支援、短期入所（5人程度）、生活介護とする。

(3) 主な機能

①【新】重度障害者のセーフティネット

他の障害者支援施設等では支援が難しくなった、強度行動障害を有する重度障害者を受け入れるなど、全県域のセーフティネット機能を有する。

②【新】他の障害者支援施設等のバックアップ

- 他の障害者支援施設等では支援が難しくなった、重度の強度行動障害を有する最重度障害者を一時的に受け入れ、専門的人材による障害特性

のアセスメント及び環境調整等の標準的な支援を実施し、有効的な支援方法を整理した上で、元の施設に移行する通過型の集中的支援を実施することを検討する。

- 地域の支援体制では支援が難しくなった障害者を緊急短期入所で受け入れるなど、地域生活支援拠点等としての機能を有することを検討する。

③【新】社会資源のコーディネート

- 医療機関等の地域の社会資源との連携が図られるとともに、施設と地域の社会資源を組み合わせた支援をコーディネートする施設とすることを検討する。
- 行動障害を有する重度障害者への対応に係る技術的支援や人材育成を担うとともに、強度行動障害を有する者へ支援を行っている支援員等にアドバイスを行うなど、高度な専門性を持つ広域的支援人材の配置を検討する。

VI 各建物の構成

- 今後、再編整備する建物について、おおむね次のとおり整理した。なお、詳細については、さらに検討を重ねていく必要がある。
- 施設整備に当たっては、以下に示す建物・設備に関する基準等を遵守する必要がある。

1 障害者支援施設の構造設備

国は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第177号）」第4条で、障害者支援施設の構造設備を次のとおり定めている。

- 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
- 障害者支援施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 非常警報設備の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 指定障害者支援施設の設備基準

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」第 44 条第 2 項では、「指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従い、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。」と規定している。
- 秋田県は、これを基に「秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年 3 月 26 日秋田県条例第 31 号）」第 3 条で「指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。」と定めている。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）」第 6 条で、指定障害者支援施設等の設備基準を次のとおり定めている。

①訓練・作業室

- 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。
- 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

②居室

- 居室の定員は、4 人以下とすること。
- 地階に設けてはならないこと。
- 利用者 1 人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9 m²以上とすること。
- 寝台又はこれに代わる設備を設けること。
- 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

- ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

③食堂

- 食事の提供に支障がない広さを有すること。

- 必要な備品を備えること。

④浴室

- 利用者の特性に応じたものとする。

⑤洗面所

- 居室のある階ごとに設けること。

- 利用者の特性に応じたものであること。

⑥便所

- 居室のある階ごとに設けること。

- 利用者の特性に応じたものであること。

⑦相談室

- 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

⑧廊下幅

- 幅は、1.5 m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8 m以上とすること。

- 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 居住エリアの構成

(1) 施設事例 A・B・C の共通の構成

- 入所利用者の定員は、1施設当たり最大でも100人程度とし、安全性とプライバシーに配慮しながら、入所利用者の生活の質の向上を図る施設とする。

- 施設はユニット形式とし、1ユニット当たり10人程度とすること

で、小舎的な空間を創出する配置とすることを検討する。ただし、強度行動障害を有する入所利用者は、より個別的な支援を必要とするため、施設事例 B（強度行動障害を有する入所利用者用のユニットに限る。）及び施設事例 C については、さらに小規模なユニット構成とすることを検討する必要がある。

- 各ユニットには「居室」「食堂・談話室」「浴室」「脱衣所」「洗面所」「トイレ」「洗濯室」「収納室」「スタッフルーム」「廊下」などを設け、施設職員等による支援を受けながら、可能な限り家庭での暮らしに近い生活を送ることができる環境とすることを検討する。
- 支援員の負担軽減と質の高いサービスの両立を実現し、効率的で働きやすい環境の構築、入所利用者の生活の質の向上を図るために、ICT 機器（睡眠センサーや服薬管理システムなど）並びに介護ロボット機器（ロボットスーツや屋外型移動支援機器など）といったデジタル技術の導入を検討する。
- 感染症発生時には即時に適切なゾーニング措置が講じられ、感染拡大を可能な限り抑制できる整備構造とする。
- 各ユニットは、入所利用者の状況や障害特性に配慮し、支援体制や人員配置等を考慮する必要があるため、今後、居住エリア及び各ユニットの構成や配置について、より具体的な検討が求められる。

<ユニット構成イメージ図>

1 ユニットの構成イメージ①



1 ユニットの構成イメージ②



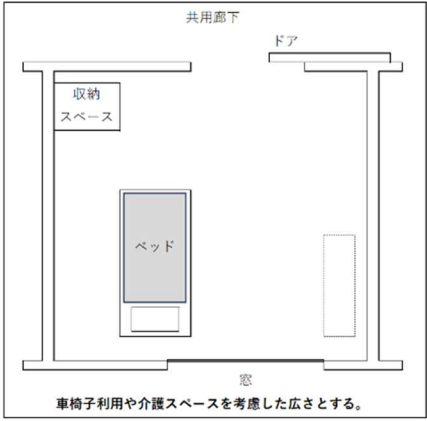
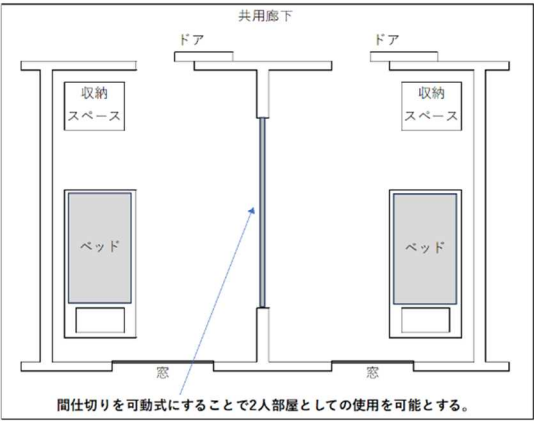
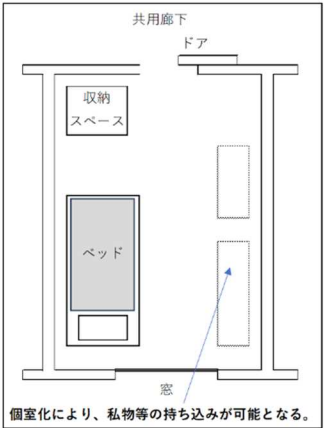
1 ユニットの構成イメージ③



(2) 居室

- 入所利用者のプライバシーを確保するため、各居室は個室を基本とする。
- 入所利用者の状況や障害特性に対応するため、可動式の間仕切り等を開放することで、2人部屋としての利用が可能となるような居室を確保することを検討するが、この際も入所利用者のプライバシー確保については十分留意する。

<居室イメージ図>



(3) 各諸室

居住エリアに必要な諸室は、おおむね以下のとおり想定される。

	主な諸室	特記事項
1	居室（個室）	・入所利用者 1 人当たりの床面積は設置基準 9.9 m²以上を基準に、障害の程度を考慮した広さとして検討する。 ・可動式の間仕切り等を設置し、2 人部屋への対応が可能な構造として検討する。
2	食堂・談話室	・食事の提供に支障のない広さとする。 ・日中活動での使用も想定したスペースとする。
3	浴室 ※	・支援員の介助を想定した広さを設定する。 ・一般浴室に加え、身体機能に障害がある入所利用者に対応するため機械浴、介護リフト等を配備した特殊浴室の設置について検討する。
4	脱衣所 ※	
5	トイレ ※	・障害の状況に応じて、複数の便座を設置する。
6	洗面所 ※	
7	洗濯室 ※	
8	収納室 ※	
9	スタッフルーム ※	
10	家族面会室 ※	・家族が宿泊できるような部屋としての活用も検討する。
11	廊下	・1.5 m 以上（中廊下 1.8 m 以上）の幅を確保する。

※各ユニットへの配置を検討すべきもの

(4) 特に配慮を必要とする事項

【強度行動障害を有する者に対して】

- 強度行動障害を有する入所利用者は、より個別的な支援を必要とするため、施設事例 B（強度行動障害を有する入所利用者用のユニットに限る。）及び施設事例 C については、さらに小規模なユニット構成とすることを検討する必要がある。（再掲）
- 居室と共有スペースの移動においては、動線の交錯を避け、不要な

接触を生み出さない環境とすることを検討する。

- 居室の壁面については十分な防音構造とするほか、強度行動障害の特性に合わせ、安全でかつ補修が容易な材質を利用することを検討する。

【医療的ケア等を必要とする者に対して】

- 施設事例 A 及び B の医療的ケア等を必要とする入所利用者の居室については、車椅子利用や介護スペースを考慮した余裕のあるものとすることを検討する。

4 活動エリアの構成

- 活動エリアについても、施設事例 A・B・Cとも共通の構成とする。
- 日中活動を行う「日中活動室」や機能訓練を行う「機能訓練室」のほか、日中活動の時間中に食事の提供を行う「食堂」等の設置が想定される。
- 居住エリアと分離して整備し、入所利用者の状況や障害の特性に合わせて、生活介護、就労継続支援 B 型のほか、必要な活動メニューが提供できる諸室構成とする。

	主な諸室	特記事項
1	日中活動室	・ 可動式の間仕切り等で、利用者のニーズに合わせ使用できるようにする。 ・ 施設事例 B 及び C については、強度行動障害を有する者に対応するために、個室の設置を検討する。
2	機能訓練室	・ リハビリテーションを提供する。
3	食堂・多目的室	・ 日中活動時に食事を提供する。 ・ 災害時には福祉避難所としての利用を想定するほか、多目的室としても使用できるよう十分な広さを確保する。
4	相談室	
5	トイレ	・ 障害の状況に応じて、複数の便座を設置する。
6	洗面所	
7	収納室・倉庫	
8	事務室	・ 日中活動に対応する職員用の事務室を設置する。
9	静養室	
10	医務室	
11	職員用更衣室	
12	職員用トイレ	
13	廊下	・ 1. 5 m 以上（中廊下 1. 8 m 以上）の幅を確保する。

5 給食調理エリアの構成

- 給食調理エリアについても、施設事例 A・B・Cとも共通の構成とする。
- 入所利用者等の食事を提供する「厨房」や以下の関連する諸室の設置が想定される。

	主な諸室	特記事項
1	厨房	・ 1 日当たり入所利用者 3 食分、通所利用者 1 食分の食事を提供するために必要となる広さや設備を確保する。
2	車両搬出入口	
3	職員用更衣室	
4	職員用トイレ	
5	洗面所	
6	事務室	

6 事務管理エリアの構成

- 施設全体を管理する機能を担い、「事務室」「会議室」「書庫」等の以下の関連する諸室の設置が想定される。
- 原則として、施設事例 A・B・Cとも共通の構成とするが、施設事例 C については、中核的な施設としての機能を備えるため、外部向けに開催する研修や会議等を行うための「研修室」などの設置を検討する。

	主な諸室	特記事項
1	施設長室	・ 応接ができるようにする。
2	事務室	・ 施設全体を管理する機能を備える。
3	会議室	・ 複数の会議室を設置する。
4	研修室 ※	・ 研修等を行うために必要な設備を設置する。
5	書庫	
6	給湯室	
7	職員用更衣室	
8	職員用トイレ	
9	物品庫（収納室）	
10	宿直室（休憩室）	

※施設事例 C への配置を検討すべきもの

Ⅶ 整備手法の整理

- 新たな施設整備に当たり、主な整備手法は「従来方式（個別発注方式）」、「D B（Design-Build）方式」、「P F I（Private-Finance-Initiative）方式」、「E C I（Early-Contractor-Involvement）方式」が想定される。
- 最適な整備手法については、今後、再編時期が明確になり、整備に係る費用を積算する際に、さらに検討を重ねていくこととする。
- 本検討会では、整備手法別の特性を整理し、今後の整備手法決定の際の参考とする。

1 従来方式（個別発注方式）

(1) 概要

県が施設整備に係る資金調達を行い、建物の基本設計、実施設計、建設、維持管理を個別に発注し、整備を進めていく。

	基本設計	実施設計	建設	維持管理	施設運営
発注区分	個別発注	個別発注	個別発注	指定管理	

(2) 特徴

- 段階ごとに仕様発注するため、県の意向や要求性能を段階的に反映することが可能となる。
- 行程ごとに委託先の選定・契約・管理が必要となる。個別に発注期間が生じるが、従来どおりの工期で、あまり時間はかからない。
- 維持管理・運営は別発注となるため、社会情勢の変化等の長期リスクに対応しやすい。
- 初期整備段階の財政負担が大きく、行程ごとの発注となるため、他の手法と比べてコスト縮減効果が限定的となる。

2 DB方式

(1) 概要

県が施設整備に係る資金調達を行い、建物の基本設計、実施設計、建設を一括して発注し、整備を進めていく。維持管理・運営は従来方式と同様に、県が実施する（指定管理）。なお、基本設計のみ個別発注する場合もある。

	基本設計	実施設計	建設	維持管理	施設運営
発注区分	一括発注			指定管理	
	個別発注	一括発注			

(2) 特徴

- 設計・建設が一元化され、質の高い施設を建設することが可能となる。
建設を見据えた設計が可能となり、工期の短縮化が期待できる。
- 設計・建設部分の個別事務手続きの負担が軽減され、性能発注によるコストカットが期待できる。
- 維持管理・運営は別発注となるため、社会情勢の変化等の長期リスクに対応しやすい。

3 PFI方式

(1) 概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。）に基づき、民間事業者が資金調達を行い、設計・建設、維持管理・運営を行う。

県は施設整備に要した費用を、事業期間にわたり平準化してサービス対価として支払う。

	基本設計	実施設計	建設	維持管理	施設運営
発注区分	一括発注				

(2) 特徴

- 設計から維持管理・運営まで性能発注によるコスト削減が期待でき

- る。
- 設計から維持管理・運営まで一括発注するため、建設や維持管理の効率化、質の向上を見据えた設計が可能となる。
 - 民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して、良質かつ低廉な公共サービスの提供の実現が期待される。
 - P F I 法に準拠した明確な事業手法であり、透明性や公平性などが担保されているが、事業者選定の手続きなどに時間を要する場合があります、事業期間が長期化する可能性がある。

4 E C I 方式

(1) 概要

県が施設整備に係る資金調達を行い、建物の基本設計、実施設計を発注し整備を進めていくが、実施設計の段階から建設工事の施工者が参画し、技術協力を行う方式である。

設計や建設の難易度が高い工事に適し、主に公共工事で採用が進んでいる。

	基本設計	実施設計	建設	維持管理	施設運営
発注区分	個別発注	個別発注 技術協力	個別発注	指定管理	

(2) 特徴

- 早い段階から施工者の技術協力を受けられるため、事業スケジュールの短縮が期待できる。
- 施工者の技術力を設計に活かし、コスト削減や工期短縮につなげられる。
- 設計者と施工者の役割分担が重複するため、役割分担が複雑となる。
- 見積内容の比較検証ができないため、工事費の妥当性の検証が難しくなる。

VIII 整備候補地域の検討

- この検討会では、具体的な整備場所までは選定せず、整備候補地を絞り込むことまでにとどめる。
- 今後、整備場所を選定する際の参考とするため、立地条件及び選定要件に関する基本的な考え方について整理し、検討すべき事項について協議し、整備候補地域を絞り込むこととする。

1 立地条件・選定要件

(1) 生活の場として安全・安心で快適な環境であること

入所利用者が生活する場として、安心・安全で快適な生活環境であること。

また、地域住民との交流が図られ、つながりが深まっていくような地域環境であることが必要である。

(2) 必要な敷地面積が確保できること

入所施設としての役割・機能が十分発揮できるように、必要な敷地面積があること。

(3) 経済性に優れていること

建設コストだけでなく、その後の運用コストも含めて、費用の低減を図り、経済性を考慮した費用対効果の高い場所であること。

(4) 交通の利便性が高いこと

利用者やその家族が利用しやすく、施設職員が通勤しやすい交通の利便性が高い場所であること。

(5) 施設整備が容易に行える場所であること

用地確保が容易であり、場所選定を行った後の早期の施設整備が可能であること。

(6) 自然災害のリスクが低い場所であること

福祉避難所として利用することを想定し、可能な限り、自然災害によるリスクが少なく、輸送が比較的容易な場所であること。

(7) 他の社会資源との連携が容易であること

医療機関や相談支援機関など、社会資源との連携が円滑に行われる地域であること。

2 整備候補地域の検討

(1) 検討事項 1

現在の入所利用者の出身市町村を考慮する観点から

令和元年度以降の出身市町村別入所利用者数の推移（4月1日現在） (単位：人)

	県北					中央								県南						県外	合計
	能代市	大館市	北秋田市	藤里町	三種町	秋田市	男鹿市	由利本荘市	湯上市	にかほ市	五城目町	八郎潟町	井川町	横手市	湯沢市	大仙市	仙北市	美郷町	羽後町		
R1年度	17	2	1	1	7	66	17	99	7	26	3	1	2	38	12	24	9	13	8	3	356
R2年度	17	2	1	1	5	63	15	98	6	25	3	1	2	36	12	21	7	12	8	3	338
R3年度	17	2	1	1	5	62	14	96	6	24	3	1	2	35	12	21	6	12	7	3	330
R4年度	15	2	1	0	5	63	14	96	6	25	3	1	2	32	12	20	6	12	6	3	324
R5年度	15	1	1	0	5	63	14	94	7	25	3	1	2	31	11	20	5	12	6	3	319
R6年度	14	1	1	0	5	61	11	88	8	25	3	1	2	25	11	18	4	12	5	3	298

(2) 検討事項 2

将来的に施設入所の可能性がある障害児・者数を考慮する観点から

将来的に施設入所の可能性がある市町村別障害児・者数 (単位：人)

		秋田市	能代市	横手市	大館市	男鹿市	湯沢市	鹿角市	由利 本荘市	潟上市	大仙市	北秋田市	にかほ市	仙北市	小坂町	上小阿 仁村	藤里町	三種町	八峰町	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟町	美郷町	羽後町	東成瀬村
障 害 児	福祉型障害児入所施設 入所児	6	3	0	3	0	0	1	0	1	3	1	0	2	1	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	
	通所サービス利用児 (重度・最重度・重症心身)	130	12	20	19	5	17	5	17	10	33	6	4	5	0	0	1	4	1	2	0	0	0	3	6	0
	小計	136	15	20	22	5	17	6	17	11	36	7	4	7	1	0	1	5	1	4	1	0	0	3	6	0
障 害 者	在宅の障害福祉サービス等 (訪問系を除く)未利用者 (重度・最重度・重症心身)	135	30	74	41	40	41	10	53	14	49	53	11	11	3	5	2	23	15	7	1	4	3	16	8	4
	在宅の生活介護利用者 (重度・最重度・重症心身)	380	63	70	55	23	53	14	75	44	80	22	24	37	12	0	8	19	2	29	11	1	3	19	16	2
	小計	515	93	144	96	63	94	24	128	58	129	75	35	48	15	5	10	42	17	36	12	5	6	35	24	6
合計 (%)		651 (31.9)	108 (5.3)	164 (8.0)	118 (5.8)	68 (3.3)	111 (5.4)	30 (1.5)	145 (7.1)	69 (3.4)	165 (8.1)	82 (4.0)	39 (1.9)	55 (2.7)	16 (0.8)	5 (0.2)	11 (0.5)	47 (2.3)	18 (0.9)	40 (2.0)	13 (0.6)	5 (0.2)	6 (0.3)	38 (1.9)	30 (1.5)	6 (0.3)

令和5年度秋田県知的障害児（者）現況調査（令和6年3月31日現在）を基に算出

(3) 検討事項 3

社会資源等（主に医療機関）との連携を考慮する観点から

市町村別病院数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

医療圏	市町村	病院数	精神科がある病院数			精神科無
				病床有	病床無	
県北	能代市	5	2	2	0	3
	大館市	6	3	3	0	3
	鹿角市	3	1	0	1	2
	北秋田市	2	2	2	0	0
	三種町	1	0	0	0	1
中央	秋田市	21	15	9	6	6
	男鹿市	1	1	0	1	0
	由利本荘市	7	3	2	1	4
	潟上市	2	1	1	0	1
	にかほ市	1	1	1	0	0
	八郎潟町	1	1	0	1	0
県南	横手市	4	2	1	1	2
	湯沢市	2	1	1	0	1
	大仙市	6	3	3	0	3
	仙北市	2	1	1	0	1
	羽後町	1	0	0	0	1

医務薬事課「令和 6 年度病院名簿」を基に算出

(4) 検討事項 4

施設職員の雇用の維持と確保を考慮する観点から

令和元年度以降の出身市町村別職員数の推移（4 月 1 日現在）

（単位：人）

採用区分	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	正職員	契約職員	正職員	契約職員	正職員	契約職員	正職員	契約職員	正職員	契約職員	正職員	契約職員
秋田市	33	3	32	3	34	2	33	2	30	2	34	1
由利本荘市	71	128	75	122	70	115	69	143	66	135	67	128
潟上市	3	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
にかほ市	6	28	6	26	9	28	10	31	10	24	9	21
横手市	6	0	7	0	5	0	5	0	5	0	6	0
湯沢市	0	0	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1
大仙市	1	1	0	1	0	0	0	0	2	0	2	0
美郷町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
小計	120	160	124	153	121	146	118	177	117	162	119	151
合計	280		277		267		295		279		270	

(5) 検討事項 5

県内の障害者支援施設の配置バランスを考慮する観点から

圏域別障害者支援施設数（令和 6 年 7 月 1 日現在、定員数は東京都定員分を除く）												（単位：人）
地区別	県北				中央			県南				合計
圏域別	鹿角大館	北秋田	山本	小計	秋田周辺	由利本荘	小計	横手	大曲仙北	湯沢雄勝	小計	
施設数	7	10	2	19	13	3	16	3	3	4	10	45
全県比	15.6%	22.2%	4.4%	42.2%	28.9%	6.7%	35.6%	6.7%	6.7%	8.9%	22.2%	
定員数	300	446	120	866	708	422	1,130	150	162	193	505	2,501
全県比	12.0%	17.8%	4.8%	34.6%	28.3%	16.9%	45.2%	6.0%	6.5%	7.7%	20.2%	

3 検討結果

- 上記の検討事項 1 から検討事項 5 までを総合的に勘案し、整備候補地域を絞り込む必要がある。
- また、県内の状況を全体的に俯瞰し、強度行動障害を有する者への対応に係る技術的支援や人材育成を担うなど、障害者支援施設の中核的施設として、重度障害者支援の技術的支援拠点等機能を担うことが期待されていることから、新たなコロニーの役割・機能を考慮して地域を選ぶ必要がある。
- 今後も障害福祉サービスの需要は増加していくことが予測され、職員をどのように確保していくかといった問題も出てくると思われるため、人材確保のしやすさも考慮する必要がある。
- さらに、コロニーは昭和 4 6 年に県が旧西目村（現在の由利本荘市）に設置して以来、地域の方々からの理解や温かい協力、利用者との交流のもとで運営を続けてきた経緯があり、こうした地域との関わりに見られる歴史的経緯についても留意する必要がある。
- これらの状況を踏まえ、整備候補地域としては現在コロニーが所在している由利本荘圏域及び秋田市周辺の市街地が考えられる。

IX おわりに

- 施設整備検討会では、本報告書のとおり、コロニーの現状と課題、求められる役割や機能を踏まえ、今後の施設整備の方向性について幅広く検討を行った。

計5回開催した会議では、学識経験者や障害者支援団体関係者、民間施設運営者など、それぞれの立場から様々な意見が出された。

- コロニーの新たな役割・機能としては、
- ・地域の支援体制では対応が困難な重度障害者を受け入れるほか、入所利用者の高齢化、障害の重度化や強度行動障害を有する者への支援の充実に取り組み、全県域のセーフティネット機能の役割を果たすこと。
 - ・障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地域で生活する障害者や他の障害者支援施設等をバックアップするための拠点となること。
 - ・医療機関など地域の社会資源と施設を組み合わせた支援をコーディネートするとともに、他の障害者支援施設等に対する技術支援や人材育成を行う重度障害者支援の技術支援拠点等機能を担う施設とする必要があること。
- といった意見があげられた。

- 施設整備に関しては、現在地から市街地への移転改築とし、将来にわたって持続的に安定した経営が図られるよう1施設当たりの入所定員は最大でも100人程度とするとされた。

そのため、施設は分散整備する必要があり、整備内容・規模及び各建物の構成に係る現時点での検討においては、地域移行を促進するとともに、医療的ケア等を必要とする最重度障害者に対応する施設A、医療的ケア等を必要とする最重度障害者や高齢障害者、強度行動障害を有する者に対応する施設B、重度の強度行動障害を有する者の集中的支援等に対応する施設C を事例とした整備が考えられる。

○ なお、施設数及び入所定員については、入所利用者数の推移や整備時期を見据えて、適正な規模について今後検討していく必要があるとともに、再編整備に係る費用の積算をする上でも、適宜見直しを行うほか、設置主体については民間の参入の可能性も考慮する必要がある。

○ 居住エリアについては、いずれもユニット形式とし、1ユニット当たりの定員を10人程度とすることを検討する。また、居室は入所利用者の安全性とプライバシーに配慮するために、個室を基本とすることが望ましいとされた。

また、入所利用者の生活の質の向上を図るため、活動エリアは居住エリアと分離して整備する必要があるとされた。

○ 主な整備手法は、「従来方式（個別発注方式）」、「D B（Design-Build）方式」、「P F I（Private-Finance-Initiative）方式」、「E C I（Early-Contractor-Involvement）方式」があることを整理した。

○ 整備候補地域は、現在の入所利用者の出身市町村や将来的に施設入所の可能性がある障害児・者数、社会資源等（主に医療医機関）との連携、施設職員の雇用の維持と確保、県内の障害者支援施設の配置バランス等を勘案するとともに、由利本荘圏域で地域の理解や協力のもとコロニーが運営されてきた歴史的経緯に留意した結果、由利本荘圏域及び秋田市周辺の市街地が考えられるとされた。

○ 令和6年7月の大雨により、コロニーは短時間だが孤立状態になるとともに、西目川からの取水設備が一時使用不能になるなど、コロニーが抱えている課題が顕在化する事態が発生した。

県においては、本検討会での意見・提言を踏まえ、利用者が必要とする障害福祉サービスを安全かつ安心して受けられるよう利用者主体の考えに立

って、早期に再編整備を実現化させるよう強く希望する。

【資料編】

1 秋田県心身障害者コロニーの現況（令和6年4月1日現在）

◆施設の概要（令和6年4月1日現在）

施設名	秋田県心身障害者コロニー
施設種類	障害者支援施設
設置目的	知的障害者を入所させて介護するとともに、知的障害者が自立した生活を営むために必要な訓練その他の支援の福祉の増進を図るため、これらの者が自立した生活を営むために必要な支援を行う施設を設置する。
所在地	秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山3番地の2 ※JR西目駅から約8km
運営主体	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（昭和39年4月24日認可）
開設	昭和46年5月1日（桜ヶ丘創生園）
	・昭和46年5月 創生園（一般更生施設） 入所定員100人 ・昭和47年4月 銀杏園（一般更生施設） 入所定員100人 ・昭和48年5月 赤光園（重度更生施設） 入所定員100人 ・昭和49年2月 白光園（重度更生施設） 入所定員100人 6月 開成園（授産施設） 入所定員100人 計500人
改築	全面改築（着工：平成4年4月～竣工：平成11年3月） ・平成5年3月竣工 創生園（重度居住棟） ・平成6年3月竣工 銀杏園竣工（重度居住棟・一般居住棟） ・平成7年3月竣工 赤光園（重度居住棟） ・平成8年3月竣工 開成園（授産居住棟・更生居住棟） ・平成9年3月竣工 白光園 以上のほか、管理棟や給食センター、職員住宅等についても改築を実施
用地	原野、住宅等 1,065,979.09㎡ 保安林 73,232.00㎡
建物	延床面積 34,469.75㎡ ・居住棟（7棟） 19,019.39㎡ 居室 1人部屋48室 2人部屋226室 ・居住棟以外 管理棟、診療所、給食センター、授産作業棟、更生作業棟、体育館、職員住宅（世帯用18戸、単身用30戸）等

事業概要	○指定障害者支援施設 ・施設入所支援定員 3 4 0 人 ・昼間実施サービス定員 - 生活介護事業所 3 5 0 人 - 就労継続支援 B 型 6 0 人 - 短期入所事業 5 人 ○共同生活援助事業 ・西目グループホーム 9 か所 4 5 人 ・水林グループホーム 1 0 か所 5 2 人 ○日中一時支援事業 5 人
管理形態	○昭和 4 6 年 5 月～平成 1 8 年 3 月 管理委託 ○平成 1 8 年 4 月～平成 2 3 年 3 月 指定管理 ※管理受託者及び指定管理者 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団 ○平成 2 3 年 4 月 県無償貸付（5 年毎更新） ・第 1 期 平成 2 3 年 4 月～平成 2 8 年 3 月 ・第 2 期 平成 2 8 年 4 月～令和 3 年 3 月 ・第 3 期 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月
職 員 数	現員 2 7 2 人（正職員 1 1 9 人、契約職員 1 5 3 人）

◆施設案内図及びアクセス図



アクセス図は秋田県社会福祉事業団ホームページより転載

2 利用者の状況（令和6年4月1日現在）

◆年齢構成（単位：人）

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計	平均年齢 (歳)
男性	4	17	17	19	27	24	32	15	4	159	60.32
女性	1	2	6	11	20	23	50	23	3	139	67.03
合計	5	19	23	30	47	47	82	38	7	298	63.67

◆入所期間別状況

区分	平均入所期間	最長入所期間	最短入所期間
男性	27年6か月	53年1か月	0年1か月
女性	22年0か月	53年1か月	0年1か月
全体	24年8か月	53年1か月	0年1か月

(単位：人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上	合計
男性	7	10	5	18	13	19	23	23	41	159
女性	3	7	5	16	2	13	12	20	61	139
合計	10	17	10	34	15	32	35	43	102	298

◆市町村（援護の実施者）別の入所利用者数（単位：人）

	秋田市	能代市	横手市	大館市	男鹿市	湯沢市	鹿角市	由利本荘市	潟上市
人数	61	14	25	1	11	11	0	88	8
	大仙市	北秋田市	にかほ市	仙北市	小坂町	上小阿仁村	藤里町	三種町	八峰町
	18	1	25	4	0	0	0	5	0
	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	美郷町	羽後町	東成瀬村	県 外	計
	3	1	2	0	12	5	0	3	298

◆障害支援区分（単位：人）

区分	6	5	4	3	2	1	計	平均障害 支援区分
男性	64	52	35	7	1	0	159	5.15
女性	79	35	22	3	0	0	139	5.46
合計	143	87	57	10	1	0	298	5.30

◆障害の程度（療育手帳）（単位：人）

程度	A	B	無し	合計
男性	130	27	2	159
女性	122	14	3	139
合計	252	41	5	298

◆障害の程度（身体障害者手帳）（単位：人）

等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	無し	計
男性	6	15	5	5	1	3	126	161
女性	9	12	5	8	0	0	103	137
合計	15	27	10	13	1	3	229	298

◆高齢化の推移（各年度４月１日現在）

年度	入所利用者数 ①	平均年齢	65 歳以上		高齢化率	
			②	75 歳以上	②／①	75 歳以上割合
H23	456 人	59.7 歳	190 人	66 人	41.7%	14.5%
H28	380 人	61.7 歳	201 人	90 人	52.9%	23.7%
R1	356 人	62.8 歳	202 人	91 人	56.7%	25.6%
R2	339 人	62.8 歳	194 人	81 人	57.2%	23.9%
R3	330 人	62.4 歳	186 人	79 人	56.4%	23.9%
R4	326 人	62.3 歳	185 人	82 人	56.7%	25.2%
R5	319 人	62.1 歳	182 人	89 人	57.1%	27.9%
R6	298 人	63.7 歳	160 人	89 人	53.7%	29.9%

◆強度行動障害（※）の状況（各年度４月１日現在）（単位：人）

年度	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 代	合計
R1	0	7	10	10	14	17	16	5	0	79
R2	2	8	11	14	14	18	19	9	0	95
R3	1	10	10	16	17	18	21	8	0	101
R4	1	12	15	17	21	16	18	12	2	114
R5	0	11	16	16	26	17	27	12	1	126
R6	2	12	15	18	25	14	24	10	0	120

※重度障害者支援加算Ⅱ又はⅢの対象者とする。

◆医療行為及び医療的ケア対象者（単位：人）

担当課	居住棟名称 (寮名)	精神科 薬服用	インシ ュリン	経管 栄養	喀痰 吸引	人工 肛門	導尿	摘便	合計
創生 支援課	あかしや、ふじ、 つつじ、さざんか	37	1	0	12	0	10	6	66
銀杏 支援課 (西棟)	けやき、はまなす	15	2	2	14	0	2	4	39
銀杏 支援課 (東棟)	からまつ、かえで	23	0	0	0	0	0	0	23
赤光 支援課	こぶし、すみれ、 すずらん	37	0	0	2	1	3	2	45
白光 支援課	ひのき、ひまわ り、かつら、こす もす、あじさい	69	0	0	0	0	1	0	70
合計		181	3	2	28	1	16	12	243

◆入退所状況の内訳（単位：人）

	H16	H20	H24	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規入所者											
学校卒	0	1	0	2	1	0	3	2	0	1	1
家庭	12	2	5	4	2	5	4	3	5	0	6
施設	4	2	1	4	13	3	0	2	1	0	3
病院	4	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
小計	20	7	6	10	16	8	7	7	7	2	12
退所者数											
死亡	8	6	15	20	17	11	20	16	12	5	30
家庭	1	1	0	0	2	0	2	0	1	0	2
施設	5	0	6	1	0	0	1	0	0	0	0
長期入院	3	1	1	1	0	2	1	0	0	0	0
小計	17	8	22	22	19	13	24	16	13	5	32
定員	500	500	500	500	500	500	360	360	340	340	340
年度当初入所者数	494	474	433	381	368	362	356	339	330	324	319
年度末入所者数	496	474	418	364	361	356	339	330	324	318	298

◆年間利用実績（単位：人）

年度	入所（定員 360 人）		短期入所（定員 5 人）		
	延べ人数	利用率（％）	実契約数	延べ人数	利用率（％）
R1	124, 318	94.4％	10	118	6.4％
R2	119, 968	91.3％	6	313	17.2％
	入所（定員 340 人）		短期入所（定員 5 人）		
	延べ人数	利用率（％）	実契約数	延べ人数	利用率（％）
R3	116, 335	93.7％	3	93	5.1％
R4	115, 576	93.1％	4	35	1.9％
R5	110, 899	89.1％	20	648	35.4％

【参考】**1 秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会設置要綱**

（設置目的）

第1条 秋田県心身障害者コロニーの施設整備の方向性等について検討を行うため、秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会での検討事項は、次のとおりとする。

- （1）秋田県心身障害者コロニーの整備方針に関すること。
- （2）秋田県心身障害者コロニーの施設整備の方向性（整備内容・規模、整備場所、建物の構成、整備手順、整備手法等）に関すること。
- （3）その他必要な事項

（構成等）

第3条 検討会は、学識経験者、民間支援団体、民間施設運営者、保護者家族の会、福祉行政関係者等によって構成する。

2 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第4条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
- 3 会長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその責務を代理する。

（会議）

第5条 検討会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 検討会の庶務は、秋田県健康福祉部障害福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

2 秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会委員名簿

		氏 名	所属組織・役職名	
1	学識経験者 (大局的見地)	藤井 慶博	国立大学法人 秋田大学大学院教育学研究科 教 授	会長
2	学識経験者 (建築)	須田 眞史		
3	学識経験者 (医療)	鈴木 稔	秋田県子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉部長	副会長
4	民間支援団体	桜田 星宏	秋田県知的障害者福祉協会 (社会福祉法人 秋田虹の会 理事長)	
5	民間施設運営者	佐々木 薫	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団 事務局長	
6	保護者家族の会	田中 勉	公益社団法人 秋田県手をつなぐ育成会 会 長	
7	福祉行政関係者	牧野 梯子	秋田市福祉保健部障がい福祉課 課 長	
8	福祉行政関係者	渡部 直子	由利本荘市健康福祉部福祉支援課 課 長	
9	福祉行政関係者	加賀 光也	北秋田市健康福祉部福祉課 課 長	

3 秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会の検討経過

	開催日時	主な検討内容
第1回	令和6年7月17日	・施設整備検討会の進め方について ・コロニーの現状と課題 ・あり方検討会報告書について ・施設整備方針
第2回	令和6年8月22日	・施設整備方針 ・役割・機能 ・整備内容・規模
第3回	令和6年9月25日	・整備内容・規模 ・建物の構成、各諸室等の検討
第4回	令和6年11月13日	・整備手法の整理 ・整備候補地域の検討 ・施設整備検討会報告書の骨子について ・コロニーの再編整備について（概要版）
第5回	令和7年1月30日	・施設整備検討会報告書（案）について